

⑨ 国土交通省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:魚本 健人)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:石田 東生)
ホームページ	法人: http://www.pwri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	極めて順調	S	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目3.の()内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	4点×2	S×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	3点	A	A	A	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	4点	S	S	S	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	4点	S	A	A	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	5点	SS	S	S	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	3点	A	A	A	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	3点	S	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	4点	S	A	A	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	3点	A	A	A	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	4点	S	A	A	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	4点	S	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)							
(1)予算	3点	3点	3点	A	A	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途		—	—	S	A		
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	3点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	S	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 個別項目ごとの評定の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。

(法人の業務の実績)

- 重点プロジェクト研究の実施により、道路・河川施設の耐震技術の研究として、堤防の耐震点検マニュアルがまとめられ、豪雨や地震による土砂災害の危険度の予測手法が研究される等、災害対策に結びつく研究が行われた。また、近年の大雪などに備える寒冷地における路面の凍結予測の研究や、視程障害対策、吹きだまり対策として、定量的評価法が提案され、道路吹雪対策マニュアルに反映された。研究成果が、国民の安全で安心できる暮らしに役立てられており、優れた成果であると評価。
- 東日本大震災に関連して、外部からの技術指導の要請に対する職員派遣(53名)と土研独自の自主調査に対する職員派遣(90名)は、土研の存在意義を示すものであり、高く評価できる。など
- 以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「重点プロジェクト研究」、「戦略研究」、「一般研究」及び「萌芽的研究」の研究カテゴリーと合わせ、「研究方針研究」により長期展望に基づき、将来必要となる技術等の抽出や研究の方向性の検討を行うなど、体系的に研究を推進した。このうち、研究所の中期目標の達成に係わる重点プロジェクト研究及び戦略研究に対し、全研究予算の73.1%を充当するなど、中期目標の達成に向けての重点的な研究開発を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点プロジェクト研究および戦略研究に 60%以上（年度計画）を充当するとして目標を大幅に上回る73.1%の実績を上げたことを高く評価。 重点プロジェクト研究の実施により、道路・河川施設の耐震技術の研究として、堤防の耐震点検マニュアルがまとめられ、豪雨や地震による土砂災害の危険度の予測手法が研究される等、災害対策に結びつく研究が行われた。また、近年の大雪などに備える寒冷地における路面の凍結予測の研究や、視程障害対策、吹きだまり対策として、定量的評価法が提案され、道路吹雪対策マニュアルに反映された。研究成果が、国民の安全で安心できる暮らしに役立てられており、優れた成果であると評価。
他の研究機関との連携等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国内における民間企業等との共同研究については、継続課題と新規課題をあわせた22年度の実施件数は85件であり、80件程度という年度計画を達成した。 国内の研究機関等との積極的な情報交流や、より高度な研究の実現と研究成果の汎用性の向上を図るため、国内機関との協定の締結や、協力活動を行った。 国際共同研究のうち、土木研究所独自で締結している研究協力協定については、新たに4件の協定締結を行った。また、国が締結する科学技術協力協定に基づいた活動として、道路分野における先端技術及び材料に関する日仏ワークショップ等を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究は、年度目標の80件を上回る85件を実施したことを評価。 橋等の構造物の老朽化の顕在化に関連して、構造物内部を透視し、劣化状態を把握するための技術開発を進めるために、関連分野で実績のある理化学研究所と連携協力協定を提携し、研究連携を開始したことを評価。 海外の研究機関との共同研究が推進されており、国際会議も盛んに行われ、研究成果の普及にも貢献しており、優れた成果と評価できる。 国際会議は継続を含め16件開催(主催・共催)され、中には、ロシア・極東国立交通大学との「道路研究交流会議」等、将来の連携を見据えた会議の開催を評価。
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月に、東日本大震災を契機として、「独立行政法人土木研究所緊急災害対策派遣隊設置・派遣要領(平成20年9月制定)」の改正を行った。この改正により、独立行政法人土木研究所緊急災害対策派遣隊に下水道分野を新たに位置づけ、リサイクルチーム、水質チームを構成員に追加した。 東日本大震災等の緊急対応や東北地方太平洋沖地震の調査結果のホームページ公開等を行った。また、各地で発生した地震災害、土砂災害、道路斜面災害等の災害に対し、国土交通省や地方公共団体からの要請を受け、現地調査や復旧対策等の指導助言を行い、延べ87人の職員を派遣した。 上述の災害時以外でも、国や地方公共団体より要請を受け、現地調査、安全性照査、復旧・対策方法の指導等を積極的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に対する技術指導、新燃岳噴火に伴う土砂災害に対する技術指導などはじめ、寒冷地対策、道路保全、ダム河川、水災害等様々な技術分野における指導は、土木研究所の社会に還元される貢献として、すばらしい成果であると評価できる。 東日本大震災に関して、土木研究所も被害を被ったが、その日のうちに災害対策本部を立ち上げ、外部からの技術指導要請等に対応可能な体制を整えた。そのうえで、外部からの技術指導の要請に対する職員派遣(53名)及び土木研究所独自の自主調査に対する職員派遣(90名)は、今後の災害対策につながるものとして高く評価できる。 東日本大震災における、復旧活動等を技術的側面から支援し、かつ自主的な取り組みを行ったことは、意義がある。また今後の復旧活動にも多く期待されるので、継続的な取り組みを検討されたい。
水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月にUNESCOの後援のもとで設立した水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)の機能を活用し、世界の水災害の防止・軽減に資することを目標とした研究・研修・情報ネットワーク活動を、国内外の関連機関と連携を図りつつ、積極的に推進することとした。 研究活動については、「総合的なリスクマネジメント技術による世界の水災害の防止・軽減に関する研究」の一環として、発展途上国における総合的な洪水リスクマネジメント方策の事例研究等について、国内外の関係機関と共同研究・連携を行いながら研究を推進した。 平成22年8月にUNESCOから公表された、UNESCO外部監査報告において、ICHARMが最も活動的(active)であると報告された。 	<ul style="list-style-type: none"> 多数のアジア人に対するIFASの研修などが行われており、優れた成果と評価。 政策研究大学院大学と連携し、災害対策のための人材育成を目的に、新たに博士課程「防災学プログラム」を開講したことを高く評価。 バングラデシュ、インドネシアなどの途上国を対象に、様々な新技術メニューを展開し、防災技術の向上に貢献したことを評価。 東南アジアなどにおいて、防災技術の向上に貢献し、UNESCOから高く評価されていることが認められる。 ICHARMの活動が、外部評価において高い評価(UNESCO外部監査報告、ユネスコ調査団から「最も活動的である、最も優れている」)が得られたことを評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- ・該当なし。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村上 周三)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: http://www.kenken.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	A	A	A	<p>1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価の項目3.の()内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。</p> <p>5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	3点	3点	4点	A	A	A	
(2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	4点	3点	4点	A	A	A	
(3)業務運営全体の効率化	3点×3	3点×3	3点×3	A×3	A×3	A×3	
(4)施設、設備の効率的利用	3点	3点	4点	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	5点×1 4点×1	S×2	S×2	S×1 A×1	
(2)他の研究機関等との連携等	4点×2	4点×2	4点×2	S×2	A×2	A×2	
(3)外部資金の活用	3点	3点	3点	A	A	A	
(4)技術の指導		4点	5点	S	S	S	
(5)研究成果の普及等	4点×5	4点×4	5点×1 4点×3	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2	
(6)地震工学に関する研修	4点	5点	5点	S	S	SS	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)							
(1)予算	3点	4点	4点	A	A	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	A	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	3点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	3点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。
(法人の業務の実績)
<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の71.3%(目標は概ね70%)を充当し、設計用長周期地震動の設定方法や今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法等の技術基準に反映されるような優れた実績を上げていることを評価。 将来の技術基準への反映に向けた基盤研究では、前年度を上回る数の競争的資金による研究を推進し、アジア等蒸暑地域における省エネ住宅に関する研究など重点的研究開発課題に発展したものの他、海外での災害事例を参考にした研究、ソフト技術の開発等に取り組み、優れた実績を挙げていることを評価。 長期にわたり強震観測網の整備と維持管理を地道に続けるとともに、特に長周期地震動の観測体制を整備してきたことにより、東日本大震災では数多くの観測結果を収集・公開し、外国の研究機関からも活用・称賛を受けていることを評価。 機動性のある組織体制の構築、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保、適正な人員管理など、業務運営の効率化に着実に取り組んでいる。 など 以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
------	---------	-------------	-----------------

<p>研究開発の基本的方針 (社会的要請の高い課題 への重点的・集中的な対応)</p>	<p>2(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重点的研究開発課題に対して全体研究予算(外部資金等を除く)の71.3%を充当(中期目標期間の目標値:概ね70%)するなど、中期目標の達成に向けて重点的な研究開発を推進した。具体的には、「低炭素社会の構築」「超高層建築物の安全対策」「アスベスト対策」など、重点的研究開発課題に対応する研究課題として13課題に取り組み、いずれも建築基準法等の技術基準に反映しうる成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の71.3%(目標は概ね70%)を充当し、13課題を実施した。 「低炭素社会の構築」「超高層建築物の安全対策」など社会的要請の高いテーマを重点的研究開発課題として設定し、建築基準法、省エネルギー法、住宅品質確保法など国の技術基準に反映される、質の高い成果を上げた。
<p>技術の指導</p>	<p>2(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築研究所は、国土交通省の建築基準整備促進事業における技術指導などにより、建築基準法、住宅品質確保法、長期優良住宅法に基づく技術基準の策定に参画したほか、建築改修工事監理指針など営繕関係の技術基準等に対しても職員を派遣して技術的支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法や省エネ法など国土交通省の関係法令に関する技術的支援を積極的に行った結果、22年度に建築基準法に関する4件の技術基準が公布された。特に省エネ法については、建築研究所理事長が検討会の主査となり、2020年度までですべての新築建築物の省エネ基準義務化を導くこととしたことは、今後の低炭素社会における住宅・建築物の在り方を先導するもの。
<p>研究成果の普及等 (研究成果の国際的な普及等)</p>	<p>2(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築研究所はISO(国際標準化機構)国内委員会に参加することで、これまでの研究成果をISOにおける建築分野の国際標準の策定にも数多く反映されている。また、日本におけるCIB(建築研究国際協議会)の中核機関であり、平成22年5月からは、これまでの建築研究所の業績が国際的に認められ、建築研究所理事長がCIB副会長に就任した。さらに、建築研究所理事長はRILEMにおける日本国代表を務めており、また建築研究所はRILEMの運営方針原案を検討する委員会(Management Advisory Committee)のメンバーでもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ISO(国際標準化機構)、CIB(建築研究国際協議会)等の国際協議会に、日本を代表する機関として参画し、国際標準の策定に貢献した。特にCIBでは、建築研究所理事長がCIB理事職(25名)から副会長に選出されており、このことは、建築研究所の国際的な貢献と業績が高く評価されたものと言える。 アジア等の国々に向けた「蒸暑地域住宅の研究/研修プログラム」の一環として、建築研究所が世界に先駆けて開発した蒸暑地域向けの省エネ住宅設計技術は、資源・エネルギー消費の増加が著しいアジア地域の省エネ・省資源に大いに貢献している。
<p>地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p>	<p>2(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築研究所は、建築研究所法12条6～7号に基づき、国際協力機構(JICA)と協力して、開発途上国の研究者や技術者を対象に、1962年より地震学、地震工学、津波防災に関するその時々最先端の知見・技術を取り入れつつ、開発途上国における地震災害の拡大を背景に、国際的な強い要請を受けて国際地震工学研修を実施してきている。 国際地震工学研修では、地震工学等に関する知識の深化、技術の進歩が早いことから、常に最新のデータや技術的知見を反映するよう、毎年研修内容等の見直しを行っており、国際地震工学研修の内容を充実させることを目的に実施する研究を、所の基盤研究として実施している。平成22年度は、所内予算で7課題、所外予算で7課題を実施した。 建築研究所では、国際地震工学研修の概要、最新情報、関係する研究成果をホームページにより広く世界に向けて発信している。地震カタログ、講義ノート、Eラーニングシステム、修士論文概要の公開を積極的に推進した結果、平成22年度の国際地震工学センターのホームページアクセス件数は166万件となった(平成21年度は163万件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国から目標を上回る33名(目標:30名程度)の研修生を受け入れ、国際地震工学研修を着実に進めるとともに、政策研究大学院大学と連携し、地震学コース、地震工学コース、津波防災コースに計22名の研修生を受け入れ、全員に修士号学位を授与した。中国耐震建築研修も20名を受入れ目標(20名程度)を達成した。 グローバル地震観測研修は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効に向けた我が国の国際貢献として実施しており、また、中国耐震建築研修は中国・四川大地震に対する我が国の復興支援策として位置づけられており、我が国の耐震分野において、建築研究所は大きな役割を果たしている。 研修内容を充実させるための研究として14課題に取り組んだほか、それら成果を活かして、国際ワークショップの開催、地震カタログの改良・更新・公表や英文講義ノートの充実・公表などに取り組み、極めてよく国際協力・指導に努めていると評価できる。 これらの活動成果を国際地震工学センターのホームページより広く世界に発信した結果、アクセス件数は前年度の163万件を上回る166万件となっており、成果普及の積極的な取り組みは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・ 該当なし。

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nts-el.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I.国民に対して提供するサービスの他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4	
2.自動車等の審査業務の確実な実施	4点×2 3点×1	4点×3	4点×3	S×1 A×2	A×3	A×3	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施	4点	4点	4点	A	A	A	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応	4点	4点	4点	S	S	S	
5.組織横断的事項	4点	4点	4点	A	A	A	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進	4点	4点	4点	A	A	A	
2.自動車等の審査業務の効率的推進	4点	4点	4点	A	A	A	
3.管理・間接業務の効率化	3点	3点	3点	A	A	A	
III.予算、収支計画及び資金計画		3点	3点	A	A	A	
IV.短期借入金の限度額		—	—	—	—	—	
V.重要財産の処分計画	3点	—	—	—	—	—	
VI.剰余金の使途		—	—	—	—	—	
VII.その他業務運営に関する事項	4点	4点	3点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
- 自動車の側面衝突時の乗員保護装置や子供乗員の衝突安全技術に加え、次世代制動支援システムや安全運転支援システム等の予防安全技術に係る国内・国際基準案の策定、ハイブリッド車等の自動車の更なる低燃費化に向けた燃費評価法の提案や国際基準調和活動を通じた排出ガス、騒音に係る世界統一基準の検討を行い、鉄道の安全性確保に資する各種センシング技術や運転状況記録装置の技術基準策定や安全・環境性能を両立した新交通システムの導入支援研究を実施するなど、特に社会的・国際的関心の高い分野において良好な成果を挙げており、安全で環境に優しい交通社会の実現に対し直接的な貢献が認められる。これら陸上交通の安全・環境に関する社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面での成果を、少数精鋭の人員により効率的に実現するための努力が払われている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的・計画的な人材確保	I 1	<ul style="list-style-type: none"> • 今後継続的に見込まれる定年退職者の推移をにらみ、計画的な人材確保戦略を採用している。一般公募により3名の任期付研究員を採用した。採用に関しては、世代、分野に偏りが生ずることが無いよう配慮した。 • 衝突安全性、車輪・レール工学、材料強度学、材料疲労学などの専門分野を有する客員研究員15名を招聘し、研究プロジェクトの構成員として活用した。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> • 民間からの専門家の登用など様々な工夫がある。

<p>自動車の安全の確保</p>	<p>I 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事故時の死亡、重傷化を抑制するため、衝突時の乗員被害を軽減する車両構造に求める性能要件を追求し、一層多様な事故形態にも安全性が適正に評価できる衝突試験法の改善に取り組んだ 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自動車の側面衝突時の乗員保護装置や子供乗員の衝突安全技術に加え、次世代制動支援システムや安全運転支援システム等の予防安全技術に係る国内・国際基準案の策定、ハイブリッド車等の自動車の更なる低燃費化に向けた燃費評価法の提案や国際基準調和活動を通じた排出ガス、騒音に係る世界統一基準の検討を行い、鉄道の安全性確保に資する各種センシング技術や運転状況記録装置の技術基準策定や安全・環境性能を両立した新交通システムの導入支援研究を実施するなど、特に社会的・国際的関心の高い分野において良好な成果を挙げており、安全で環境に優しい交通社会の実現に対し直接的な貢献が認められる。
<p>自動車等の審査業務の効率的推進</p>	<p>II 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車審査部では、審査業務を実施し、整備不具合適合箇所についても、審査の過程で改善させることにより、基準に適合しない又はそのおそれのある自動車が市場に出回ることを防止した。 • また、安全・環境基準が定められていない試験的な自動車について大臣認定に係る審査を行うことにより、基準の策定・改善を目的とした公道走行による試験の実施が認められることとなり、環境負荷が低減されるクリーンな自動車等の開発・実用化に貢献した。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 審査部においては、自動車技術の高度化への対応に向けた研修制度等による審査能力の向上や先行受託試験制度等による審査の効率化に加え、国際基準調和活動への参画による研究部門と連携した試験法の確立に努めており、リコール技術検証部では所内リソースを活用した体制強化による効率的な不具合情報の収集・分析と技術検証を行うなど、研究部門・審査部門・リコール部門が常に情報を共有し、技術基準策定等の各業務を相互に連携して効率的に実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9) (個別意見)

• 該当なし。

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nmri.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I. 中期計画の期間							
II. 基本方針							
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1. 戦略的企画と研究マネジメントの強化	4点	4点	4点	A	A	A	
2. 政策課題解決のために重点的に取り組む研究	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×3 A×1	
3. 基礎研究活動の活性化	4点	4点	4点	A	A	A	
4. 国際活動の活性化	4点	5点	4点	S	S	S	
5. 研究開発成果の普及、活用の促進	4点	4点	4点	S	S	A	
IV. 業務運営の効率化							
1. 柔軟かつ効率的な組織運営	4点	4点	3点	A	A	A	
2. 事業運営全般の効率化	3点						
V. 財務に関する事項	3点	3点	3点	A	A	A	
VI. 業務運営に関する重要事項	3点	4点	3点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
- 行政の技術課題を解決することを任務としているが、各分野において秀でた実績をあげ、高いレベルで行政支援を実現している。特に、「海上輸送の安全の確保」、「国際活動の活性化」及び「研究開発成果の普及及び活用の促進」の分野では、研究所の持てる能力を發揮して年度計画を上回る目覚ましい成果を上げている。そのうち、IMOへの積極的かつ効果的な参加及び行政の支援、中でもCO2排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献した研究所の活動については、他の行政分野には見られない成果である。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 日本造船業の技術優位性につながるよう更なる努力を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
政策課題解決のために重点的に取り組む研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> • 各研究について、年度計画に記載された措置事項を着実に実施するとともに、政策課題(社会・行政ニーズ)、技術現状等の研究開発課題を取り巻く環境変化を踏まえた措置内容の見直し等を実施しつつ取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画を全て達成していることに加え、特に実海域再現水槽、操船リスクシミュレータ等を用い、実際の海難事故を高い精度で再現・分析し、海事局の再発防止策立案等に貢献した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

<p>国際活動の活性化</p>	<p>Ⅲ4</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研究所の国際活動に関する基本的な考え方として、船舶の安全性向上、環境保全に関する各種課題に対し、研究成果を基に、国際機関における国際基準案、国際規格案の策定作業をリードし、国際社会に貢献するとともに、我が国海事産業の優位性を確保することに寄与することとしています。 • この考え方を踏まえ、研究所は、研究成果や専門的知見に基づき、基準案や規格案を作成及び国際機関への提案を行うとともに、これらの提案を裏付ける技術的資料を作成することに加え、国際機関の会議に研究者を出席させ、提案の実現に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • すべての事項、全ての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、IMOへの積極的かつ効果的な参加及び行政の支援、中でもCO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献した研究所の活動については、年度計画を超える目覚ましい成果をあげていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
<p>研究開発成果の普及及び活用の促進</p>	<p>Ⅲ5</p> <ul style="list-style-type: none"> • カッターボート転覆事故の解析調査をはじめ、運輸安全委員会より事故原因解析の調査3件を受託しており、解析結果は同委員会の報告に活用され、事故原因究明に貢献しました。また、フェリーありあけの船体傾斜事故については、運輸安全委員会が推定した船体傾斜に至る過程を実海域再現水槽により再現することにより検証することに成功し、今後の事故防止対策の検討に貢献することが出来ました。さらに、22年7月に発生したホルムズ海峡におけるタンカー事故に関し、国土交通省に設置された調査委員会にセンター長が委員として参加するとともに、航海データ記録装置(VDR)のデータ分析による航跡を明らかにし、また、損傷箇所の調査を行い、その結果を委員会に提出し、事故原因調査に貢献しました。 • IMO において船舶からの排ガス規制を強化する条約改正が採択され、環境保全のため、特に規制を強化すべき海域を放出規制海域(ECA)として指定し、他の海域よりNO_x、SO_x 規制が一段と強化される枠組みとなりました。国土交通省では、「船舶からの大気汚染物質放出規制海域(ECA)に関する技術検討委員会」(ECA 技術検討委員会)において、我が国周辺海域におけるECA 設定について検討を行っています。研究所は、同委員会に委員として参加し、検討に加わるとともに、我が国周辺海域の大気汚染の現状及び船舶から排出される大気汚染物質の量等に関する調査を受託し、同委員会へ報告し、検討に貢献しました。 	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、海難事故解析における運輸安全委員会への貢献、知財に関する積極的な取り組み、数値目標を大きく上回る成果発信については、年度計画を超える目覚ましい成果を上げていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:高橋 重雄)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: http://www.pari.go.jp/ 評価結果: www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営	4点	4点	5点	S	S	S	
(2)効率的な研究体制の整備	4点	4点	4点	S	SS	S	
(3)管理業務の効率化	4点	4点	4点	A	A	S	
(4)非公務員化への適切な対応	3点	3点	4点	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出	4点×6	4点×6	5点×1 4点×5	S×3 A×3	S×3 A×3	S×3 A×3	
(2)研究成果の広範な普及・活用	5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	5点×2 4点×6	S×4 A×4	S×5 A×3	S×3 A×2	
(3)人材の確保・育成	4点×2	4点×1 3点×1	4点×2	A×2	A×2	A	
3.適切な予算執行	3点	3点	3点	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	4点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 経済が冷え込み、企業の研究活動への投資が低下しているため、当法人が所有する実験施設を積極的に活用して企業等の研究機関との共同研究を推進して頂きたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究所運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略会議による審議、関係行政機関との意見交換等を踏まえ、3層3段階による研究評価システムを活用し、質の高い研究成果の創出に取り組んでいる。特に、社会的ニーズ・緊急性の高い研究課題については、研究資源を重点的に配分し、例えば、羽田空港再拡張事業等における調査・建設から維持管理に至るまでの幅広い事業プロセスでの技術指導や助言を行うなど、研究成果の社会還元を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究所運営の基本方針を達成するため、理事長によるトップマネジメントを中心とした迅速な意志決定に努め、戦略的な研究所運営に取り組んでいる。具体的には、経営戦略会議を年4回開催し、フレキシブルな組織編成、第3期中期計画の策定など、重要な方針を確認しながら効率的な業務運営を目指した取り組みを行っており、優れた実施状況にあると評価できる。 また、社会・行政ニーズを適切に把握するため、行政機関・民間企業団体との意見交換及び人事交流を通じて質の高い研究成果を創出できるような研究所運営を反映したことは高く評価できる。 以上、経営戦略会議等による効率的な研究所運営、他機関との意見交換等などの「戦略的な研究所運営」の取り組みにより、羽田空港再拡張事業に関する技術支援、東北地方太平洋沖地震・津波後の災害調査をはじめとして臨機応変に対応するなど社会に貢献しており、中期目標の達成に向けて、優れた実施状況にあると評価できる。
研究体制	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害が太平洋沿岸諸国で頻発している 	<ul style="list-style-type: none"> 高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に

<p>の整備</p>	<p>状況を受けて、「津波防災センター」を「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」に改編するなど、研究ニーズに迅速に対応可能な研究体制を整備した。この結果、東北地方太平洋沖地震に際しても、国等からの派遣要請に基づき迅速かつ適切に研究者を被災地に派遣し、当法人が得意とする津波再現実験や津波シミュレーションを活用して被災要因を究明するなど、他機関に先駆けて調査成果を挙げることができた。</p>	<p>対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、国内の研究活動だけでなく、海外との研究機関との連携を図りながら、アジア太平洋など国外に関する研究活動も行っており、実績としても非常に評価されている。 このように、研究センターの改編や横断的な研究が可能となる研究領域制の活用などにより、東北地方太平洋沖地震・津波等災害発生時の災害調査研究、羽田空港再拡張プロジェクトの完成に向けた技術支援が積極的になされていることは高く評価できる。
<p>研究の重点的実施</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度は、11 の研究テーマの中に 11 の重点研究課題を設定し、重点研究課題に含まれる研究実施項目の研究促進を図った。平成 22 年度の重点研究課題の研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は、77.6%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾・空港における地震や津波・高潮防災に関する研究など、社会・行政ニーズ及び重要性のある 11 の重点研究テーマを定め、研究費の 77%以上を充当し、年度計画の数値目標を大幅に達成するとともに、「港湾空港における地震や津波・高潮防災に関する研究」など質の高い研究成果をあげるなど、中期目標の達成に向けて、優れた実施状況にあると評価できる。 また、重点研究課題のうち特に緊急に実施すべき特別研究(遠心力場における水・地盤・構造物の相互作用実験技術の構築など)を7件実施している。 以上のように、社会・行政ニーズに応えるべく、非常に緻密な組織体制を構成し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ重点的に投入することで質の高い研究成果をあげていることは、高く評価できる。
<p>災害発生時の迅速な支援</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東北地方太平洋沖地震により、東北地方から関東地方の太平洋側の地域に存在する港湾及び空港において、津波による浸水や家屋・車両・船舶・木材などの漂流物が衝突、散乱すること等により甚大な被害が発生した。 釜石港及び大船渡港の湾口防波堤や八戸港では防波堤本体が水没するとともに開口部が洗掘され大きな被害を受けた。 研究所は、被災後の早い時期から国土交通省の要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団(TEC-FORCE)を派遣し、港湾・空港及びその周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に国等からの派遣要請に基づき、迅速かつ適切に研究者を派遣し、被災状況の把握や技術的支援を行ったことは高く評価できる。 特に、港空研 TEC-FORCE を組織し、災害に対して迅速な調査活動が行われる体制を整備した結果、東北地方太平洋沖地震等の災害発生時には、国等からの派遣要請に対して調査団を派遣し、災害調査を迅速かつ有効に行うとともに、港湾・空港施設等の復旧に向けた技術支援に取り組んだことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・ 効果的な研究体制の整備について、貴委員会の評価結果をみると、「高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる」等として「SS」評定(「特筆すべき優れた」実績を上げている)としている。

しかしながら、アジア・太平洋沿岸防災研究センターは、国内外の沿岸地域における地震・津波等の災害及び被害の軽減に関する研究について、高度化・多様化する研究ニーズに迅速に対応するために改編した組織であり、東北地方太平洋沖地震・津波への対応は本来のミッションであることから、このことをもって、「SS」評定とし、中期目標・年度計画において想定していた範囲を量的かつ質的にはるかに超えて事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げているとの説明にはならない。

今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターについて、その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明らかにし、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営	4点	4点	4点	A	A	S	
(2)人材活用	4点	4点	4点	S	A	A	
(3)業務運営	4点	4点	4点	A	A	A	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化	4点×3	4点×3	4点×3	S×3	A×3	S	
(2)基盤的研究	3点	4点	4点	A	A	A	
(3)研究開発の実施過程における措置	4点	4点	4点	A	A	A	
(4)共同研究・受託研究等	3点	4点	4点	A	A	A	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等	4点×2	4点×2	4点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
III.予算、収支計画及び資金計画	3点	4点	4点	A	A	A	
IV.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
V.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
VI.剰余金の使途	—	—	3点	—	—	—	
VII.その他業務運営に関する事項	3点	3点	3点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

中期目標の達成に向けて着実な実施状況である。電子航法研究所は、行政の技術課題を解決することを任務としており、行政ニーズへの貢献を通じて社会に貢献している。各分野において秀でた実績をあげ、高いレベルで行政支援を実現している。特に、EIWAC2010の主催、KARIとの連携協定、欧米にも肩を並べるIGWGの主催などアジアの中核的研究機関としての認知度の上昇、更に国際標準・技術基準策定への貢献のためのRTCAの活動やEUROCAEからの要請による加盟など優れた実績をあげており、中でもEIWAC2010については、2010年主催のEIWAC2009から拡大し、アジア地域での国際会議としては質・規模共に最大規模となるワークショップを成功させ、その成果として研究所の国際プレゼンスが上昇し、HALAとの連携などの新たな国際連携が広がったことは、優れた成果である。

これら以外の事項についても、確実に年度計画を達成している。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 気象予測情報の航空交通管理への利用が、どのような形で展開されるのか今後に期待する。
- 国際連携が活発化してきたが、日本としてどのような内容の研究について国際活動を行うべきか、明確な戦略を持つ必要がある。
- 今後飛躍的な航空需要の拡大が見込まれるアジアの航空交通に関する中核的研究機関として、国際戦略のグランドデザイン構築を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の自発的な能力向上を促し、これを最大限発揮させるためには、業績評価を職務、職責、社会ニーズへの貢献度等を勘案して厳正かつ公正に行うとともに、業績評価結果に基づいて適切な処遇を行う事が必要である。また、研究者のモチベーションを高める観点から、随時業績評価における課題を確認するとともに、必要に応じて評価手法の精査と改善を行うことが重要である。このため、平成20年度から「職員勤務評定検証委員会」を設置し、公平かつ公正な評価を行い、職務効率の向上に繋げるための検討を行っている。 平成22年度は、職責及び貢献度等を処遇に適切に反映させる一方、これまでの勤務評定に加えて「降任及び解雇に関する達」を制定し、公正かつ公平な評価をさらに進めている。 	—
成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に開催した ATM/CNS に関する国際ワークショップ(EIWAC2009)の成功を踏まえ、航空交通管理(ATM)や通信・航法・監視(CNS)に関する世界の最新技術動向について関係者に紹介すると共に、研究成果の発表を通して世界の研究・開発機関と連携を深めることを目的に、第2回国際ワークショップ(ENRI International Workshop on ATM/CNS: EIWAC2010)を平成22年11月10日から12日の間、東京秋葉原の秋葉原コンベンションホールにおいて開催した。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> EIWAC2010の主催、KARIとの連携協定、欧米にも肩を並べるIGWGの主催などアジアの中核的研究機関としての認知度の上昇、更に国際標準・技術基準策定への貢献のためのRTCAの活動やEUROCAEからの要請による加盟など優れた実績をあげており、中でもEIWAC2010については、2010年主催のEIWAC2009から拡大し、アジア地域での国際会議としては質・規模共に最大規模となるワークショップを成功させ、その成果として研究所の国際プレゼンスが上昇し、HALAとの連携などの新たな国際連携が広がったことは、優れた成果である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 岩沼分室については、東北地方太平洋沖地震・津波の発生により研究に不可欠な実験用航空機、GNSS実験設備等の主要な機材等が全損しており、法人から貴委員会に対して被災状況の報告が行われ、議論がされているところである。しかしながら、貴委員会の評定理由をみると被災状況についての記述がない。
今後の評価に当たっては、貴委員会において、評価結果の判定に影響を与える事象があった場合には、国民の理解に資する観点から評定理由等において言及すべきである。

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岡野 良成)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3.の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	4点	4点	A	A	A	
(2)人材の活用	3点	3点	4点	S	S	S	
(3)業務運営の効率化	3点×3	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	3点×9	4点×3 3点×6	4点×5 3点×4	S×5 A×4	S×3 A×6	S×3 A×6	
(2)研究の実施	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	A×2	A	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	4点×3	S×3	S×2 A×1	S	
(4)業務全般に関する項目			3点	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画(4.財務内容の改善)						A	
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	A	A		
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	A	A		
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	3点	3点	A	A		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	3点	A	S	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 業務経費等の削減を強く押し進める点は評価できるが、そのことによって実際の航海訓練時間が短くなり、船員教育の非効率化につながるとされる。このことは、教育サービスの質の維持に関わる問題であるので、その点の改善に強く取り組んでいただきたい。
- ・ 業務経費の燃料費については、練習船の減速運転以外の手段や方法によって軽減を図るべきであると考え。
- ・ 研究成果など海事に係る知見の普及・活用推進について、より効果的な促進にむけて論文における査読の有無についても掲載されたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用の推進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関との人事交流により、業務の活性化や円滑な実施を図るとともに、実習生に対し社船の運航形態・業務等を説明するなど知見の活用を図っている。 ・ 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、海運会社等との間で、目標を18名上回る62名の人事交流を行い、各機関との連携の円滑化などの活性化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海運会社からの派遣を得て、社船運航形態・業務等に関する実習生の知見を向上させるとともに、航海訓練指導力を増進させる機会を作り、相互に顕著な交流効果を上げたことは高く評価できる ・ 目標を大きく上回る積極的な人事交流は高く評価できる。

業務運営の効率化の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 競争入札への移行による保険料の削減等の節減により、中期目標期間の初年度予算額に対して、一般管理費を約 10% (6,724 千円) 抑制している。 業務経費については、その6割を船舶の修繕費と燃料費が占める中、船舶の法定検査の一部を船内作業に振り替えた受検、練習船の減速運転等の効率的な運航等の節減により、同予算額に対し約9% (146,939 千円) 抑制している。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争入札等により一般管理費を10%抑制できたことは高く評価できる。 燃料価格の高騰に対して、減速運航等さまざまな工夫で、業務経費を9%抑制できたことは高く評価できる。
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目的とし、①海事英語訓練(通常訓練及び外部委託訓練)及び②船舶運航の安全管理に関する訓練を実施している。 船員教育機関、海運業界等の関係者との意見交換会を40回、練習船の視察会を14回と目標回数を上回って開催し、業界のニーズを把握することに努めるとともに、関係者に実習生の現状について理解を深めさせている。また、意見交換会を通じて把握した業界のニーズを、各船に具体的な訓練方法を示すなどにより航海訓練に反映できるようにしている。 国際安全管理(ISMコード)コードに基づく安全管理システム(SMS)及び国際船舶保安規程(ISPSコード)に基づく船舶保安の体制の内部・外部審査を通じて、システムの維持・向上を図るとともに、それらを活用して練習船運航業務における報告・連絡手続き、作業手順等を徹底している。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常訓練と外部委託訓練の併用といった海事英語訓練のプログラムの工夫により、海事英語試験の平均点が10.5%上昇するなど、目に見える形での成果は評価できる。また、海運会社との連携により、実務に必要とされる英語の訓練を実施し、成果を上げている。 目標回数を大きく上回る意見交換会を積極的に開催し、関係者への理解を深める機会を提供したことは高く評価できる。 意見交換会により把握した、内航船員養成訓練、内航用練習船の基本構想及び仕様等についての業界ニーズを、具体的な航海訓練に反映させた点は高く評価できる。 安全管理システム及び国際船舶保安規定に基づく内部監査の実施、安全推進会議の開催による安全管理の推進は高く評価できる。 SMSにリスクアセスメントを導入するなど、SMS及び船舶保安の体制における充実した取組は評価できる。 船舶保安の体制を、PDCAサイクルの中で、内外の審査によって検証し、維持・改善を図るとともに、練習船運航業務の報告・連絡手続きの徹底や作業手順の遵守等の有効な指針として活用していることは高く評価できる。
社会に対する成果の普及・活用促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 海事関連行政機関及び船員教育機関等からの要請により、18機関から197名(目標値の3倍以上)の研修員を受け入れ、運航実務研修を実施している。 国土交通省の新たな補助事業である開発途上国船員養成事業船員教育者乗船研修では、フィリピンから2名の研修員を受け入れている。また、インドネシア等3カ国から8名の船員教育関係者を受け入れた乗船研修を実施している。 海事広報活動推進のため、寄港地において15回の海事関係イベントに参加(練習船の一般公開等を26回、97,594名見学、航海訓練所等のパンフレット等(約140,000部)を配布)している。 シップスクール(訪問型海事広報活動等)及び海事関連機関や地方自治体と連携した練習船見学会を、参加者の希望等に合わせ実施している(シップスクール43回開催2,236名参加・練習船見学会10回開催554名参加)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通政策と連携して、研修員の受入れ人数が目標値を3倍以上上回っている点や諸外国などの国際技術協力のための職員派遣は、積極的に技術移転を推進するものと評価できる。 開発途上国から研修員を受け入れることは、将来の事業拡大の可能性から、優れた取組として評価できる。 海事関係のイベント参加、一般公開等の実施による多数の見学者の来訪、シップスクール開催といった各種広報活動を通じ10万名を越える一般市民を集めたことは、海事思想の普及について、積極的に業務推進をしたと言え高く評価できる。
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内航用練習船建造の概念設計を作成し、「大成丸代船建造調査委員会」の最終とりまとめに活用するとともに、建造費にかかる予算要求を行い、政府の「元気な日本復活特別枠」によるパブリックコメントを経て予算化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 内航用練習船建造の概念設計を作成し、内航用練習船の建造費に係る予算要求を行い、政府のパブリックコメントを経て予算化されるなど、施設・設備の整備に関して、計画実現に向けて着実に前進しつつある点を評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鋤柄 好利)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 項目3.の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	4点	A	A	A	
(2)人材の活用	3点	4点	3点	S	A	A	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	A×3	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	4点×6 3点×6	SS×1 S×5 A×6	S×3 A×9	S×5 A×6	
(2)研究の実施	3点	4点	4点	S	A	A	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	4点×2 3点×1	S×1 A×2	A×3	A	
(4)内部統制の維持・充実			3点	A	A		
3.予算(4.財務内容の改善)						A	
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	A	A		
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	A	A		
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	3点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	A	A	A	
(3)その他						—	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 (課題・改善点、業務運営に対する意見等) ・ 国際条約の改正に的確に対応し、必要とされる海技教育を効果的・効率的に実施することを含め、今後とも継続的に教育体制の見直し・改善が期待される。 ・ 志願者数や合格率といった数字にとにかく目が行きがちであるが、将来の日本の海運界を担う人材育成機関として「明るい将来があると希望をもって巣立っていく学生」の育成を今後も継続していただきたい。 ・ さらなる全国的な新聞、雑誌、広告紙など広報媒体を効果的に用いる方法を考える必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海技教育の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海技士コース及び海上技術コースにおいては、模擬口述試験の実施や過去10年間の国家試験問題を整理し教材として使用する等資格取得のためのサポート体制を強化することにより、海技士国家試験合格率100%を達成している。 ・ 専修科入学直後に課した数学の実力試験の結果から対象者を決定し、専修科校において、入学後に、普通科教員が直接学校を訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海技士国家試験合格率100%達成しており、資格取得のサポート体制の充実・強化を図りながら、効率的・効果的に種々の教育システムを工夫・維持している点が優れた評価に値する。 ・ 入学後通信教育の実施によって基礎計算力の1割上昇を達成するなど、与えられた教育資源のなかで積極的な取組が見られ、成

	<p>して行う面接授業とインターネットを活用した遠隔双方向授業(10時間)を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 授業開始前後において、ほぼ同一レベルの基礎計算力試験を実施した結果、成績の上昇(全体平均約1割得点上昇)がみられ、専修科校には普通科教員が配置されていないため、当該通信教育は、専修科生の基礎学力向上に資する効果的な取組であることが検証された。 • 景気後退に伴う求人数の大幅な減少及び3月11日に発生した東日本大震災の影響にもかかわらず、以下のような取組により、本科 96.0%、専修科 98.7%、海上技術コース 100%と、いずれも目標値を上回る就職率を達成している。本科及び専修科の女子は、全国的に女子の就職が厳しい状況にある中、100%(本科5名、専修科16名)の就職を達成している。 <ul style="list-style-type: none"> i 海事関連企業等に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> • ホームページへの生徒・学生情報の掲載と求人票の受付 • 本部による新規求人開拓 • 求人・就職状況のプレスリリース • 前年度を上回る会社訪問等 ii 生徒・学生に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> • 船社訪問の奨励 • 「海へのチャレンジフェア」への参加 • 卒業生による体験発表会の実施 • 相談しやすい環境づくり • 航海訓練所練習船を訪船しての就職指導 • 以下のような広報活動に取り組んだ結果、平成23年度入学試験において、定員に対する応募倍率は、本科 2.86 倍、専修科 2.26 倍を確保した。 <ul style="list-style-type: none"> i 中学校及び高等学校訪問 3,250 校 ii 新聞・雑誌・広告等の利用 238 回 iii 学校説明会への参加 36 回 iv 体験入学の実施 29 回 v 学校案内等の送付 延べ 25,073 箇所 vi 学校見学の受入 vii 卒業生の出身校に卒業報告 viii ホームページの活用 	<p>果を出していることは高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 景気後退により求人数が減少する中で、海事関連企業等に対する積極的な情報提供や新規求人開拓に加え、生徒・学生に対する就職指導によって、海上技術コースにおいては 100%、他の学科においても 100%近い就職率を確保したことは高く評価できる。 • OBを活用しての 3,000 校以上の学校訪問、新聞・雑誌広告や学校説明会、体験入学など数多くの積極的な広報活動を通じて、定員に対する応募倍率を上昇させ、船員を目指す人材を多方面から継続的に確保したことは高く評価できる。
--	--	---

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	4点	S	A	A	
(2)人材の活用	3点	4点	4点	S	S	S	
(3)業務運営の効率化	3点×5	3点×5	4点×1 3点×4	S×1 A×4	S×1 A×4	A×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	3点×5	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×4	
(2)航空安全に係る教育等の充実	3点×4	4点×1 3点×3	3点×4	A×4	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実	3点×2	3点×2	3点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	
(4)成果の活用・普及	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(5)企画調整機能の拡充	3点	3点	3点	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	3点	3点	3点	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	3点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点×2	3点×2	3点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> • 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められる。 (課題・改善点、業務運営に対する意見等) • 航空技術安全行政に対応した調査・研究の継続的取組みが期待される。 • 平成22年度のかく座事故については、こうした事故はいくら安全安心を期しても技術が未熟な学生で起こす確率は高いと考えられるが、平成21年度の胴体着陸事故に続き事故が発生したことを重く受け止め、再発防止のための教育等の充実が求められる。特に業務の効率化が安全を阻害する要因にならないよう注意して欲しい。 • 民間操縦士養成機関への技術的支援は、優れた取組みであり、今後も積極的に行うことを期待する。 • 教育の質的向上のために必要な最新機材が整備されることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約23%(26名)について、国等との人事交流を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 計画を大幅に上回る人事交流が実施され、組織の活性化と人件費の抑制を図ったことは評価できる。
業務の効率化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 単発事業用課程において、以下の見直しを行うことにより、操縦訓練の充実、円滑化・効率化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 単発事業用課程における訓練のフェーズ組み替え ➢ 帯広課程における単独飛行訓練の時間を精査し、一部を教官同乗の飛行訓練に変更 ➢ FTDの活用により、応用計器飛行時間 	<ul style="list-style-type: none"> • 単発事業用課程の最終技能審査方法の見直しによって能力の高い学生の飛行時間を短縮できる仕組みを導入したことは、運営面の効率化につながるため積極的に評価できる。

		<p>の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 単発事業用課程の最終技能審査において、仕上がりベースの技量見極めに変更し、20年度入学生1名、21年度入学生1名に適用 <p>など</p>	
調査・研究の実施等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 教育の質の向上及び効率化を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練に反映させている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帯広課程におけるシラバス変更の検証を行い、追加教育の時間の変化が見られ、技能審査の不合格率が減少する等、新シラバスの有効性が確認できている。 ➤ MPL (Multi-crew Pilot License) に関する研究成果をとりまとめ、准定期運送用操縦士に関する航空法改正作業に提供している。 ➤ 安全管理規程を改正して、SMS (Safety Management System) を導入し、各校の安全委員会においてパイロットレポート等の分析・評価を行い航空安全にフィードバックしている。「航空大学校におけるヒューマンエラーによるインシデントの発生傾向」について研究報告を取りまとめている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 帯広課程における新シラバスの検証を行い、その有効性を確認出来たことは評価できる。 • 我が国に新たな乗員養成制度(准定期運送用操縦士制度)を導入するために、MPLに関する研究成果を取りまとめ、航空局の航空法改正作業に寄与したことは積極的に評価できる。 • 安全管理システム(SMS)に関する調査研究の成果を、本邦指定養成施設の中で先駆けて導入し、ヒューマンファクター問題を含め事故予防に対応したことも高く評価できる。
航空安全に係る教育等の充実	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成22年11月5日、宮崎空港で訓練機が滑走路上でかく座する事故が発生した後、速やかに全機体の特別点検を実施するとともに、全教官・学生への安全教育、進入・着陸の判断基準の明確化、学生単独飛行の認定基準の強化の再発防止策を施し、航空局及び地元等への説明を行っている。なお、11月18日に航空局による安全監査(立入検査)が実施され、再発防止のための適切な措置が講じられていることの確認がなされている。 • また、学生単独飛行訓練における進入着陸フェーズでの事故が2年続けて発生したことから、特に「進入手順の見直し」、「学生単独飛行訓練の時間の見直し」等の安全対策を実施している。今後は、運輸安全委員会による事故調査の進展及びその結果を踏まえて、適時適切に対策を見直すこととしている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題と位置付け、安全管理体制や規程類の総点検を実施してきたことは評価できるものの、平成21年度に続き平成22年度においても事故が発生したことを重く受け止め、再発防止のための教育等の充実が求められる。
航空技術安全行政への技術支援の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 国土交通省航空局に対して航大が有する知見の提供を行い、技術支援を行っている。特に、MPLに関する調査研究の成果を航空法の改正作業に提供している。また、22年12月に航空局幹部と航大理事長との会合を開催し、今後の乗員養成に関する意見交換を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国に新たな乗員養成制度(准定期運送用操縦士制度)を導入するために、MPLに関する研究成果を取りまとめ、航空局の航空法改正作業に寄与したことは積極的に評価できる。
航空思想の普及、啓発	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 各校とも「空の日」行事を行うとともに、「航空教室」を16回、「市民航空講座」を13回実施し、航空思想の普及、啓発に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 航空思想の普及・充実のために、計画をはるかに上回る行事等を実施し、かつ、地域コミュニティとの親睦・融和にも積極的に努めたことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: http://www.navi.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jissemi.htm
中期目標期間	4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	A	順調	順調	A	A	A	<p>1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>								
1.業務運営の効率化								
(1)組織運営	3点	S						
(2)人材活用	3点	A						
(3)業務の効率化	3点	S						
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討	3点	A						
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上								
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	3点×2	S						
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	3点×3 2点×1	B						
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	4点×1 3点×1	S						
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	4点×1 3点×3	S						
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	3点×3	A						
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	4点×1 3点×2	A						
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	3点	A						
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	3点	A						
3.予算	3点							
4.短期借入金	—	A						
5.重要財産の処分計画	—							
6.剰余金の使途	—							
7.その他業務運営に関する事項								
(1)施設・設備に関する計画	3点	A						
(2)人事に関する計画	3点	A						
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上								
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底			4点×1 3点×8	4点×5 3点×4	S×3 A×6	S×4 A×5	S×3 A×4	
2.検査情報の電子化等による検査の高度化			5点×1 4点×2 —×1	4点×1 3点×3	S×2 A×2	S×2 A×2	S×2 A×2	
3.受検者等の安全性・利便性の向上			4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×3 A×2	S×1 A×3 B×1	S×1 A×1	

4.自動車社会の秩序維持			4点×2 3点×3	4点×3 3点×2	S×4 A×1	S×5	S×4
II.業務運営の効率化							
1.組織運営			4点×1 3点×1	3点×2	A×2	A×2	A×2
2.業務運営			3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等			3点	3点	A	—	A
III.予算、収支計画及び資金計画			3点	3点	A	A	A
IV.短期借入金の限度額			—	—	—	—	
V.重要財産の処分計画			—	—	—	—	
VI.剰余金の使途			—	—	—	—	
VII.その他業務運営に関する事項							
1.施設及び設備に関する計画			3点	3点	A	A	A
2.人事に関する事項			3点	3点	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果 (H23.9.16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 項目別評点の最頻値

(法人の業務の実績)

- 検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組んでおり、発生件数が前年度から減少する等の効果を上げるとともに、職員能力や意欲の向上に努めている。
- 受検者等の安全性を向上させるため、各種安全対策を実施することにより、事故削減目標を大きく上回って達成している。
- この他、街頭検査については、目標台数を大きく上回るだけでなく、深夜街頭検査、特別街頭検査等効果的な街頭検査にも努めている。また、リコール対策や盗難車両対策に貢献するという意識をもって日常の検査業務を実施するとともに、不正改造車撲滅のための啓発活動等も積極的に実施している。 など
- 以上のとおり、検査法人の業務は中期目標の達成に向けて、年度計画の着実な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底 (不当要求防止対策の充実)	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の不当要求事案の発生状況は全国で 292 件であり、前年度の 347 件と比較すると 16%減少している。これは、警察への通報など不当要求者への組織的対応などによる継続的な対策が、抑止効果として表れているものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求に対して未然防止も含めて各種対策を実施しており、その結果、不当要求発生件数が大きく減少していることから、優れた実施状況にあると認められる。
受検者等の安全性・利便性の向上 (受検者等の事故防止対策の実施)	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度において、検査場での受検者等の事故は合計 155 件と平成 18 年度比 30%、前年度比 4%減少した。また、平成 22 年度の検査法人による自責事故は 63 件と平成 18 年度比 45%、前年度比 21%減少している。 事故防止のための新たな取組を実施するとともに、引き続き、「安全衛生実施計画」の策定・徹底等の取組を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス測定時に受検者が後続車にはさまれる事故が発生したことから、新たな人身事故防止対策として、排出ガス測定器の改良、待機場所を設置するなど、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は中期目標で定めた数値目標を大きく上回る事故削減の成果が得られており、優れた実施状況にあると認められる。
自動車社会の秩序維持 (不正改造車対策の強化(街頭検査の強化))	I 4	<ul style="list-style-type: none"> 各検査部等において、国土交通省、各都道府県警察等の関係機関と連携し、街頭検査を実施した。街頭検査の計画を定める際に、国土交通省や各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めることにより、127,379 台の車両について街頭検査を実施し、目標台数の 12 万台を 6.1%上回った。 最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査や国土交通省と協力して、色度計を導入するなど効率的かつ効果的な街頭検査に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施しているなど、目標台数を上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見 (H23.12.9) (個別意見)

- ・該当なし。

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石川 裕己)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:前川 宏一)
ホームページ	法人: http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果: http://www.jrtt.go.jp/01Organization/Plan/pdf/gyomuhyoka_h22.pdf
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	A	A	<p>1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)総括的業務	3点×8	3点×8	A×2				
(2)鉄道建設業務	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2				
(3)船舶共有建造業務	3点	3点	A				
(4)造船業構造転換業務			A				
(5)国鉄清算業務	3点	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2				
(2)船舶共有建造業務	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2				
(3)鉄道助成業務	3点×3	3点×3	A×2				
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1				
(5)造船業構造転換業務	3点		A				
(6)国鉄清算業務	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点					
(2)総括的業務	4点×2	3点×2	S				
(3)船舶共有建造業務	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2				
(4)改造融資業務等の適正な処理	3点	3点	A				
(5)実用化助成業務	3点※	3点※					
(6)造船業構造転換業務	3点	3点	A				
(7)内航海運活性化融資業務	3点	3点	A				
4.短期借入金の限度額	3点	3点					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—					
(2)人事に関する計画	3点*	3点*					
(3)契約に関する計画	3点	3点					
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務				4点×3 3点×6	S×4 A×5	SS×1 S×2 A×6	
(2)船舶共有建造業務				5点×1 4点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)鉄道助成業務				3点	A	A	
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等				4点×3 3点×1	S×3 A×1	S×2 A×2	

(5)国鉄清算業務				3点×2	A×2	A×2
(6)業務全般に関する項目				3点×3	A×3	A×3
2.業務運営の効率化						
(1)組織の見直し				3点	A	A
(2)経費・事業費の削減				3点×2	A×2	A×2
(3)随意契約の見直し				3点	A	A
(4)資産の有効活用				3点	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算、収支計画及び資金計画				3点	A	A
(2)財務内容の改善				4点×1 3点×3	A×4	S×1 A×3
4.短期借入金の限度額				3点	A	A
5.重要な財産の譲渡等に関する計画				—	—	—
6.剰余金の使途				—	—	—
7.その他業務運営に関する重要事項						
(1)人事に関する計画				3点	A	A
(2)積立金の使途				—	—	—

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果 (H23.9.16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 各事業分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績をあげているものと評価できる。評点の分布状況からみて総合評定は A とした。
(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
<ul style="list-style-type: none"> 高速鉄道および SES 船とも、地球温暖化防止の観点から、国内だけでなく海外にも広く技術を普及させるべきものであり、かつ、これがわが国の関連産業発展にもつながる。鉄道については引続き努力を続けて欲しい。船舶に関しては、新しい技術が発展しており、次は海外展開も検討して欲しい。 世界をリードする技術を維持するためには、人材の育成も極めて重要である。長期的な視野にたったの育成の努力をお願いしたい。 海外への鉄道技術普及に関しては、諸外国との競争となる分野も多くなり、我が国を挙げた取組の強化に合わせ、機構においても更なる努力を行うことが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 建設中の整備新幹線の各線については、完成予定を達成できるよう、引き続き事業の着実な進捗を図った。特に、東北新幹線(八戸・新青森間)、九州新幹線(博多・新八代間)については、平成 22 年度の完成に向けて、設備・電気関係工事を完了させるとともに、地上監査、総合監査及び完成検査を着実に実施し、目標どおり 22 年度に 2 線をあわせて開業させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 東北新幹線及び九州新幹線については、平成 16 年の政府・与党申合せにより、完成目標時期が 2 年間前倒しされたが、工期・要員等の厳しい制約条件の中で、監査実施手順に創意工夫を凝らすこと等により、JR 三社との協議・調整を行った上で、22 年度に 2 線をあわせて開業させたことは、極めて高く評価できる。 新青森駅から鹿児島中央駅までの本州と九州を結ぶ新幹線ルートを年度内に同時に開業させたことは、国民経済に対し起爆的経済効果を生むものと期待され、本州から九州にかけての我が国の高速鉄道ネットワークの一つの骨格が完成した意義も極めて高く評価されなければならない。
船舶建造等における技術支援	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 計画・設計・建造段階における技術支援を通じて、貨物船 28 隻と旅客船 2 隻(うち、SES がそれぞれ 7 隻と 1 隻)の共有船が竣工した。 先進二酸化炭素低減化船(1990 年代初頭船と比較し、トンマイル当たり CO2 排出量を 16% 以上低減できる船舶)として、機構が平成 21 年度に船型開発を行った新船型(エラ船型)については、わずか 1 年の間に 4 隻を建造決定し、その内 2 隻が竣工した。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去最多の 8 隻の共有 SES の竣工を実現し、また 2 隻を建造中である。加えて先進二酸化炭素低減船として、機構の開発したエラ船型の普及が急速に促進するなど、社会の要望に応えることができる多様な SES 船の実用化がなされており、顕著な実績を上げていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見 (H23.12.9) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	S	順調	A	A	<p>1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。</p> <p>5. 項目2.(3)の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>6. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>7. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	4点	4点	S				
(1)組織運営	3点	3点	A				
(2)職員の意欲向上と能力啓発	4点	4点	S				
(3)業務運営の効率化の推進	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S				
(4)人件費削減の取組み	4点	4点	S				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2				
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3				
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	4点	4点	S				
(4)附帯する業務	3点	3点					
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	4点	4点					
(2)予算(人件費の見積を含む。)	3点	3点					
(3)収支計画及び資金計画	3点	3点	S				
4.短期借入金の限度額	—	—					
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※					
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	A				
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	3点	3点					
I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定				4点	A	A	
2.総人件費改革				3点	A	A	
3.組織体制の整備				4点	A	A	
4.関係機関との連携強化				3点	A	A	
5.随意契約の見直し				3点	A	A	
6.民間からの出向者等の活用				4点	S	A	
7.プロパー職員の育成等				4点	S	A	
8.内部統制の公表				3点	A	A	
9.活動成果の明確化				3点	S	S	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務				4点×2 3点×2	S×2 A×2	S×3 A×1	

2.国内受入体制整備支援業務				3点×2	A×2	A×2
3.国際会議等の誘致・開催支援業務				3点	B	B
III.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算(人件費の見積りを含む。)				3点	A	B
3.収支計画及び資金計画						
IV.短期借入金の限度額				-	-	-
V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画				-	-	-
VI.剰余金の使途				-	-	-
VII.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途						
3.その他中期目標を達成するために必要な事項				※	※	※

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果 (H23.9.16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 平成 22 年は訪日外国人旅行者数 1000 万人の目標達成年でもあったことから、世界的な経済不況や円高、東日本大震災等、厳しい条件の中で積極的に事業を展開し、震災前までは訪日外国人旅行者数は大幅増になっていた。このように積極的に事業を行いながら、業務運営の効率化や業務の質の向上にも積極的に取り組んでおり、中期目標・中期計画について着実な実施状況にあると認められる。

(法人の業務の実績)

- 海外事務所については、厳格に評価を行っており、加えて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、北京及びバンコク事務所と国際交流基金の事務所との共用化等を図るための諸準備をすすめるなど、着実な取組を行っている。
- 東日本大震災発生当日の 3 月 11 日深夜には、4 言語の情報ポータルサイトを立ち上げ、地震津波情報、交通情報、放射線量情報等、訪日旅行への懸念を払拭するための客観情報の発信にも努めるとともに、TIC が英語・中国語・韓国語により 24 時間体制で電話対応を行ったことは、特筆すべき優れた取組であると認められる。 など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海外宣伝業務 (海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供)	II 1	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 9 月 6 日、7 日に東京で開催した個別相談会においてアンケート調査を実施し、参加者に個別相談会の満足度を 5 点満点で評価してもらったところ、回答者の評価平均点は 4.4 点で、平成 21 年度より 0.2 点評価が上がった。平成 22 年度は前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、商談枠の拡大等改善に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個別相談会」においてアンケート調査を実施し、満足度を 5 点満点で評価してもらったところ、回答者の評価平均点は 4.4 点で、平成 21 年度より 0.2 点評価が上がった。また「インバウンド振興フォーラム」参加者アンケートで 98% が「役立った」と回答があるなど、高い評価を受けており、優れた実施状況にあると認められる。
海外宣伝業務 (広告宣伝・メディア広報事業)	II 1	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の機構が運用する WEB サイトのアクセス数は、平成 21 年度実績から約 55.4% 増の約 1 億 6,890 万ページビューとなり、平成 22 年度計画の数値目標である 1 億 4,800 万ページビューを上回った。 訪日旅行者の「食」に関する情報ニーズに応えるため、飲食店検索サイトを運営する「ぐるなび」と連携し、「ぐるなび外国語版」で掲載している 4 言語(英、中[簡・繁]、韓)の飲食店情報を活用した飲食店検索システム「Japan Restaurant Search」の運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 角川マーケティング社との連携等の他にも、(株)ぐるなびと連携し英・中(繁体字・簡体字)・韓の 4 言語の飲食店検索システムの運用を開始するなど WEB サイト事業者と連携した取組を実施するなど、積極的に WEB を活用し、訪日外国人旅行者の利便向上を図っており、JNTO ウェブサイトのアクセス数は平成 21 年度実績から約 55.4% 増の約 1 億 6,890 万ページビューとなり、平成 22 年度計画の数値目標である 1 億 4,800 万ページビューを上回っており、特筆すべき優れた実施状況にある。
海外宣伝業務 (訪日旅行商品の造成・販売支援)	II 1	<ul style="list-style-type: none"> 世界的な景気低迷等の訪日旅行需要の阻害要因があった一方、ビジット・ジャパン事業の効果的な実施等の促進要因も多く、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生するまでは、過去最高ペースを記録した平成 22 年度の訪日旅行者数と比例するように、実績は年度目標の 51.8 万人を大きく上回り、中期目標の 60 万人も達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 機構が支援した旅行商品により訪日した外国人旅行者の数は、東日本大震災が発生するまでは過去最高ペースを記録し、最終の実績は年度目標の 51.8 万人を大きく上回り、中期目標の 60 万人も達成する 65.7 万人に達しており、優れた実績を上げていると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見 (H23.12.9) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： http://www.water.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	A	A	1.総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、S、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	3点	4点	A				
(2)効率的な業務運営	3点	3点	A				
(3)事務的経費の節減							
(4)人件費の削減	4点	4点	S				
(5)事業費の縮減	3点	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2				
(2)的確な施設の管理	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2				
(3)災害復旧工事の実施	3点	3点	A				
(4)総合的なコストの縮減	4点	4点	S				
(5)環境保全への配慮	4点	4点	S				
(6)危機管理	3点	3点	A				
(7)工事及び施設管理の委託	3点	3点	A				
(8)関係機関との連携(建設)	3点	3点	A				
(8)関係機関との連携(管理)	3点	3点	A				
(9)説明責任の向上	3点	3点	A				
(10)事業関連地域との連携促進	3点	3点	A				
(11)技術力の維持・向上	4点	4点	S				
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)			A				
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	3点	3点					
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	A				
(2)人事に関する計画	3点	3点	A				
(3)積立金の使途	3点	3点	A				
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	3点	3点	A				
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理				4点×2 3点×1	SS×1 A×2	S×2 A	
(2)リスクへの的確な対応				3点	A	S	
(3)計画的で的確な施設の整備				4点×2	A×2	A×2	
(4)環境の保全				4点	S	S	

(5)技術力の維持・向上と技術支援				4点	S	S
(6)関係機関との連携				2点	A	A
(7)水源地域等との連携				3点	A	A
(8)広報・広聴活動の充実				3点	S	S
(9)内部統制の強化と説明責任の向上				3点	S	S
2.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営				4点	S	S
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減						
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進						
(6)事業費の縮減				3点	S	A
(7)適切な資産管理				3点	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画				3点	A	A
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画						
4.短期借入金の限度額						
5.重要な財産の処分等の計画						
6.剰余金の使途						
7.その他業務運営に関する事項				3点	A	A
(1)施設・設備に関する計画						
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途						
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果 (H23. 9. 16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評価項目 16 項目のうち、Sが7、Aが9項目の評価となっており、記述による評価も踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることからAとした。

(課題・改善点、業務運営に関する意見等)

- 国内市場の行き詰まりの中で、海外に対する「水ビジネス」の可能性が期待されている。現行制度上、機構の業務としては制約が多すぎる嫌いがある。
- 現在の機構の業務内容や規定等から考えるとなかなか難しい面もあるかと思うが、機構が持っているノウハウを開発途上国に活かせるような国際貢献を期待したい。特にアジアには水資源が不足している地域や逆に多雨による被害に悩まされている国が多くある。機構が持つ水資源の有効活用能力や災害コントロール技術には多くの国が期待を寄せていると思われるので、法律の許す範囲内ではあるが他の機関や組織と協力し積極的な国際貢献に尽力されることを期待したい。
- 総人件費の削減に努められたことには大いに評価できるが、依然として対国家公務員指数は高いと言わざるを得ない。今後は、目標とする指数値と達成年次を明記し実行する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
洪水被害の防止又は軽減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年は、特に4月から7月にかけて全国的に降水量が多かった。機構施設では521回(約18.6回/年・施設)、延べ865日(約30.8日/年・施設)の防災態勢を執り、全22ダムのうち9ダムにおいて、延べ25回の洪水調節を実施(平成21年度は11ダム、延べ16回)し、洪水被害の軽減を図った。印旛沼開発施設では延べ7回の洪水に対し合計約6,679万m³(印旛沼利水容量5.1杯分)の排水を実施し、浸水被害の軽減を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 全22ダムのうち9ダムにおいて、延べ25回の洪水調節を実施し、洪水被害の軽減を図るなど、的確な洪水対応が行われている。 異常洪水発生時の放流方式について既管理全ダムで検討し、草木ダムにおける操作要領(案)を作成したことは、洪水被害防止又は軽減にとって重要な取組であり高く評価できる。 新たに3市町との間で、ダム放流警報施設の活用等に係る協定を締結するなど、放流警報施設の活用拡大に向けた取組は高く評価できる。
リスク管理体制の整備	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> ダム等施設では、旧吉野川河口堰及び今切川河口堰について、学識経験者等で構成される委員会の指導を得て東南海、南海地震に対する耐震性の照査を実施している。用水路等施設では、施設の耐震性能の向上を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会において、個別のリスクに係る対応等について審議し、リスク管理体制の整備を図っている。 ダム施設等の耐震性照査を実施するほか、用水路等施設では、新たに福岡導水で地震対策工事に着手するなど5施設で耐震補

	<p>に対する耐震補強等を平成21年度に引き続き4水路施設(豊川用水(二期)、両筑平野用水(二期)、木曾川用水、三重用水)で実施した。また、新たに福岡導水においては、大規模地震による地震動や液状化による地盤変位に対応するため、耐震性能を有する可とう管へ取り替える地震対策工事に着手した。旧吉野川河口堰及び今切川河口堰について、平成21年度の国土交通省による津波波高予測をもとに、全閉状態のゲート扉体が津波波力を受けた場合におけるローラ軸、戸当たり等への影響について解析を行い、この結果を踏まえ津波発生時におけるゲート操作方法に関する検討を開始した。</p>	<p>強等を実施しており、その取組は高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスク対応、異常湧水や大規模地震等への対策強化が着実に進められている。その結果、東日本大震災時には機動的かつ速やかな対応がなされ、霞ヶ浦用水の早期復旧、可搬式海水淡水化施設の活用など、適切な対応がなされたことは特筆に値する。極めて高く評価できる。
--	--	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療養護施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	順調	A	A	<p>1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	A					
(2)人材の活用	4点	S					
(3)業務運営の効率化	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	4点×1 3点×5	S×1 A×4					
(2)適性診断業務	4点×1 3点×5	S×2 A×3					
(3)重度後遺障害者に対する援護	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1					
(4)交通遺児等に対する支援	3点	A					
(5)広報活動	3点×2						
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	3点×2	A					
(7)情報提供	4点×1 3点×5	S×1 A×3					
3.予算、収支計画及び資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—	A					
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	—						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	A					
(2)人事に関する計画	3点	S					
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化			3点	3点	A	A	
(2)人材の活用			3点	4点	S	S	
(3)業務運営の効率化			5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	4点×4 3点×6	S×3 A×6	S×3 A×6	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務			3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援			4点	4点	S	S	
(3)療護施設の設置・運営			4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×3	S×3 A×1	
(4)介護料支給等支援業務			3点×1 2点×1	3点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付			4点×1 3点×1	3点×2	A×2	S×1 A×1	
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実			4点	3点	A	A	

(7)自動車アセスメント情報提供業務			4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	A×6	A×6
(8)自動車事故対策に関する広報活動			3点	3点	A	A
III. 予算、収支計画及び資金計画			3点	3点	A	A
IV. 短期借入金の限度額			—	—	—	—
V. 重要財産の処分計画			—	—	—	—
VI. 剰余金の使途			—	—	—	—
VII. その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画			2点	3点	A	A
(2)人事に関する計画			3点	3点	S	A

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果 (H23.9.16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は中期目標・年度計画にしたがって、順調に業務を実施、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。

(法人の業務の実績)

- 本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、平成 22 年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
- 特に適性診断のIT化の取組強化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表や被害者等に対する各種情報提供を行う相談窓口の周知・運営、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援サービスの強化など被害者支援の充実を着実に進めた。
- これらの取組を通じた平成 22 年度の業務運営は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 内部統制については、全国会議の活用あるいは法人の長自らによる行動指針の周知徹底、監事による現地監査などが実施されていると認められる。今後とも、内部統制の現状を把握・検証し、必要な措置を講じていく必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援	II(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新たに適性診断の実施機関になろうとする団体に対してカウンセラー資格要件研修(6団体8名)・同教育訓練(2団体2名)や指導主任者資格要件研修(8団体10名)・同教育訓練(1団体1名)を実施した。このうち3団体が新たに認定を受けるに至った。 当機構以外の認定された適性診断実施機関に対して指導主任者の資格要件研修(4団体6名)・同教育訓練(8団体16名)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体への支援については優れた実施状況にあると認められる。 こうした取り組みは、指導講習・適性診断の実施について民間への移管を促進するとの閣議決定を具現化するための基礎となるものであり、今後ともこのような団体等に対する積極的な支援を期待する。
療護施設の設置・運営	II(3)	<ul style="list-style-type: none"> 各療護センターにおいては、MRI等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリナーシング方式による質の高い看護を行い、平成 22 年度中の療護センターにおける脱却による退院患者数が19人あり、中期計画の5年間75人以上に対し、平成19～22年度の4年間で75人となり目標を達成した。また、委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、平成22年度中の脱却による退院患者数が4人あった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の4療護センター別の分析によると、入院から退院までのスコア平均値の変化が最も大きかった岡山療護センターでは、事故後経過期間が6ヶ月未満の入院患者が全体の半数以上を占めていた。こうしたことから、特に事故後経過期間がより短いことが治療改善効果に大きな影響を与えているものと考えられる。 脱却者数において計画期間終了1年前に目標を達成するなど顕著な実績をあげたほか、現状分析等も怠らず、優れた実施状況であると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見 (H23.12.9) (個別意見)

- 生活資金貸付業務については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 18 年 11 月 27 日)の「第2 融資等業務の見直し」において、「生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする」との指摘を行っている。また、本法人の第2期中期計画においても、「債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る」とこととされている。

本法人は、平成 19 年度及び 20 年度において債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによるコスト削減を行っていたものの、20 年度までにコスト要因分析を完了したことを理由として 21 年度以降コスト要因の分析を行っておらず、また、貴委員会の評価結果をみると、そのことについて指摘していない。

今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：淡路 均）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）
ホームページ	法人： http://www.oeia.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	S	順調	A	A	<p>1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1) 組織運営の効率化	3点	3点	S	4点	A	S	
(2) 人材の活用	3点	3点	A	3点	A	A	
(3) 業務の効率化	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	4点×1 3点×2	A×2	A×2	
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1) 業務の質の向上	3点×4	3点×4	A×5	3点×2	A×2	A×2	
(2) 業務の確実な実施	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4				
(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施				3点×8	S×1 A×8	A×9	
(3) 空港と周辺地域の共生	3点	3点	A				
(3) 随意契約の見直し				4点	S	S	
(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備				—	—	—	
(5) 業務の確実な実施				4点×2 3点×3	S×2 A×2 B×1	A×3 B×2	
(6) 空港と周辺地域の共生				3点	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)			S				
(1) 予算	4点	4点		4点	A	A	
(2) 収支計画							
(3) 資金計画							
4. 短期借入金の限度額	—	—		—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—		—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—		—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	4点×2	4点×2 3点×1	S×2 A×1	3点×2	A×2	A×2	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 2項目を除き、いずれの項目も「A」以上であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。(課題・改善点、業務運営に関する意見等) 「再開発整備事業」、「大阪国際空港周辺の緑地整備」については、年度計画の数値目標に未到達であり、特に大阪の緑地整備は、完遂に向けてスピード感を持って取り組まれない。 機構の業務は大きな転換点にあり、24年7月頃に予定されている大阪国際空港に係る業務の新会社への移管に向けての組織上の対応等について、移行過程も含めて円滑な業務の遂行・承継を図られたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
随意契約の見直し	2(3)	平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を	平成22年5月に新たな「随意契約等見直し

		<p>策定し、同計画に沿った取組みを実施し、取組状況について契約監視委員会に報告、点検を受けるとともに、その結果を公表した。</p> <p><「随意契約等見直し計画」の取組状況概要></p> <p>イ平成 22 年度における競争性のない随意契約 5件(金額:22,141 千円) ※随意契約等見直し計画における目標値 8件(金額:36,017 千円)</p> <p>ロ平成22年度における一者応札・一者応募 0件(金額: 0千円) ※平成 20 年度における一者応札・一者応募 6件(金額:12,804 千円)</p>	<p>計画」を策定した。また、同計画に沿った取組みを実施し、その取組状況について契約監視委員会に報告、点検を受けるとともにその結果を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監事及び会計監査人による監査においても入札・契約の適正な実施についてチェックを受け、特に指摘事項がない旨、理事長に報告がなされている。 • そして、平成 22 年度においては、見直し計画に沿った取組みを行った結果、競争性のない随意契約について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件が 0 件となるなど、優れた実施状況にある。
再開発整備事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪・福岡両事業本部ともに継続事業を着実に実施した。 • また、福岡空港事業本部においては、連絡協議会幹事会や福岡空港周辺整備計画調査委員会幹事会で、今後の施設整備について関係自治体等と調整を行った。 • 大阪国際空港事業本部で実施している第 1 種区域（第 2 種区域を除く）での事業については、中期目標・中期計画における対象 7 件の事業のうち 1 件の事業を廃止した。（平成 22 年度末時点において累計 3 件の事業を廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> • 第 2 種区域で行う事業については、関係自治体等と調整を図りつつ、着実な実施状況にあると認められる。 • しかし、大阪国際空港事業本部における第 1 種区域内（第 2 種区域を除く）の事業については 1 件を廃止しているものの、まだ 4 件が廃止されていない。
大阪国際空港周辺の緑地整備	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用緑地及び緩衝緑地第 1 期事業の用地取得については、約 0.34 h a を買収した。買収済みの土地については、約 1.87 h a の造成・植栽を実施したが、地元調整の難航等により、一部翌年度へ繰越することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用緑地及び緩衝緑地第 1 期事業の用地取得については、約 0.34 h a を買収した。 • 買収済みの土地約 1.87 h a に関する造成・植栽については、地元調整の難航等により一部を翌年度に繰越することとなったが、事業の約 90%以上進捗しており、概ね着実な実施状況にあると認められる。 • 事業完遂に向けて、スピード感を持って取り組まれない。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9) (個別意見)

• 随意契約の見直しについて、貴委員会の評価結果をみると、競争性のない随意契約について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件が0件となったことをもって、「S」評定（「優れた」実績を上げている）としているが、貴委員会においては、「S」評定を付するに当たっては、目覚ましく業務を実施していることが必要（単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要）であるとしている。

本法人の平成 22 年度の契約状況については、随意契約によるものが真にやむを得ない契約5件を除き全て一般競争入札等になっており、かつ一者応札・一者応募案件もない状況になっているが、21 年度で既に、競争性のない随意契約は7件、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件も2件まで減少しており、見直し計画に沿った取組が進められている。よって、平成 22 年度が、単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容があるとまでは言い難い。

今後の評価に当たっては、経年的な事実関係等も的確に把握・分析し、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：富賀見 栄一）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に付随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：藤野 正隆）
ホームページ	法人： http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	A	A	1.総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	—	—	A	3点	—	—	
(2)業務運営の効率化	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	4点×2 3点×3	S×1 A×4	A×5	
(3)関係機関等との連携強化	3点	3点	A	3点×2	A×2	A×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	4点	4点	S				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	3点×2	3点×2	A×3	4点×3	S×1 A×4	SS×1 S×1 A×3	
(2)機材事業	3点×2	3点×2	A	3点×2	A×2	A×2	
(3)海上防災訓練事業	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	4点×1 3点×1	S×1 A×1	A×2	
(4)調査研究等事業	4点	3点	A×2	3点×2	A×2	A×2	
(5)国際協力推進事業	3点×2	3点×2	A×2	3点×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）			A				
(1)自己収入の確保	3点	3点		3点	A	A	
(2)予算							
(3)収支計画							
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—		—	—	—	
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—		—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—		—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	3点	3点	A	3点×2	A×2	A×2	
(2)人事に関する計画	3点×2	3点×2	A	3点×2	A×2	A×2	
(3)積立金の使途				—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果（H23.9.16）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）

• 最頻値の評定であるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

• 給与水準（ラスパイレズ指数114.7）について、危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の業務の性格上、海上防災に関する知識及び経験を十分に有する人材を確保する必要があることに加え、平成22年度においては海上防災関連業務の経験者を中途採用したと相まって大幅に増加したという背景があることは理解できる。今後は、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き人件費の抑制に努め、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。

• 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成22年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのこ

とである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海上防災措置業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者等からの委託に基づき、6件の事案に出動し、排出油等防除措置を適時・適確に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の発生に伴い生じた事案(4件)への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものである。特に、千葉の石油コンビナートにおけるLPGタンク火災・爆発事故は、対応を一つ誤れば社会的に甚大な被害を及ぼしたものと予想されるところ、センターによる消火活動が適時・適確であったことから、被害を最小限に抑えることができたものであり、その活動は特筆すべき優れた実績として評価できる。
海上防災措置業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度実績については、沿岸部の石油・石化企業の防災意識等を向上させるものとして企業側に高く認知され、参加企業が着実に増加している優れた事業として高く評価を受けたものである。平成22年度実績については、前年度の実績を基に、さらに積極的に計画を実行したものとして評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小川 忠男)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	3点	3点	A			
2 事業リスクの管理	4点	3点	4点	S			
3 事業評価の実施	4点	4点	3点	S			
4 一般管理・事業費の削減	3点	4点	4点	A			
5 総合的なコストの縮減	3点	4点	3点	A			
6 入札及び契約の適正化の推進	3点	3点	3点	A			
7 積極的な情報公開	3点	3点	3点	A			
8 業務・システム最適化の実現	3点	3点	3点	A			
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進					A×4	A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用					S×2 A×1 B×1	S×1 A×3	
3 新規に事業実施しないこととされた業務					A×2	A×1 B×1	
4 業務遂行に当たっての取組					A×3	S×1 A×2	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	4点×2 3点×4	S×2 A×4			
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	3点×4	A×2			
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×2			
4 事業遂行に当たっての取組	4点×1 3点×2	3点×3	3点×3	A×3			
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 業務運営の効率化					A	A	

2 適切な事業リスクの管理等					A	A
3 一般管理費・事業費の効率化					S	S
4 総合的なコスト構造の改善					A	A
5 入札及び契約の適正化の推進					-	-
6 業務・システム最適化の実現					-	-
(財務内容の改善に関する事項)				S		
III 予算、収支計画及び資金計画	5点	4点	3点		A	A
IV 短期借入金の限度額					-	-
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	-	-	-		-	-
VI 剰余金の使途	-	-	-		-	-
(その他業務運営に関する重要な事項)				A×1 B×1		
VII その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	-	-	-		-	-
2 人事に関する計画	3点	3点	3点		A	A
3 子会社・関連会社等の整理合理化	3点	2点	2点			
3 関係法人に係る取組					A	A
4 中期目標期間を超える負債負担		-	-		-	-
5 都市再生機構法第33条第2項に規定する積立金の使途					-	-

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 平成22年10月に公表された「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会報告書」及びこの報告書に示された改革の方向性を具体的な取組みとして平成23年7月に公表された「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」並びに行政刷新会議に事業仕分けの評価結果を踏まえて平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受けて、今後、機構の組織・事業の透明性・効率性を高めるための取組みを着実に進めていく必要がある。
- ・ 業務運営については、以下の事項等に留意した取組みが必要である。
 - 都市再生業務(特に、地方都市等の中心市街地の活性化)については、コーディネート成果を検証する仕組みの確立に向けた取組みを行うこと。
 - 賃貸住宅業務は、機構が自立的に持続可能な経営を行う上で基幹となる事業であり、その収益性の維持・向上を図っていく取組みを行うこと。
 - ニュータウン用地については、新たな発想の土地利用(例えば、太陽光発電、風力発電等の再生エネルギーのための土地利用やこれらのエネルギーを活用した団地形成)についても検討していくこと。
 - 機構のラスパイレス指数については、国民の理解と納得が得られるよう、更なる改善に抜本的に取組む必要がある。なお、機構が行うまちづくり事業等は、職員一人ひとりの経験や能力を最大限に活かして実施していく必要がある。職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るためには、職務・職責や業績を反映した給与体系の更なる徹底の取組みを行うこと。
- ・ 今般の東日本大震災は、日本の住宅、ライフスタイル等への考え方にかなり根本的な変化をもたらすことになるものと考えられる。また、国際社会もアメリカの不況や中国のインフレ等再び構造変革期を迎えている。機構の業務のスリム化に向けた取組みについては順調にこなされているが、機構職員のモチベーションを維持するためにも、将来に向け、機構の新たな社会的役割や国際貢献などの新しい方向性をきちんと確立すべきである。
- ・ 東日本大震災以降の復旧・復興の過程では、機構においても、被災者への機構賃貸住宅の提供、応急仮設住宅建設用地の提供や建設支援要員の派遣、被災市町村における復興計画の策定時に係る技術支援など、機構の役割をしっかりと自覚した対応がなされていることは評価できる。今回の大震災は、市場メカニズムの効率性の追求と、ある種の非効率性を内在せざるを得ない公的な組織の公共性の追求のバランスの重要性を再度認識させるものであり、今後、社会全体でそれぞれを重要な目標として位置付け、追求し続ける多様性を確保することが課題である。機構においても、今後なお一層の努力を継続することを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
住宅セーフティネットとしての役割への重点化	I2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の支援を受け、中層住宅へのエレベーターの後付設置に取り組み、全国22団地126棟で合計367基の設置工事を進め、うち22団地117棟で336基を供用開始するとともに、新たに全国12団地31棟で合計72基の設置を計画した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 踊場着床型のエレベーターはエレベーターホールと住戸フロアとの間に段差が残り、車いすの人などの利用が困難という状態がある。高齢化の状況は待ったなしであるため、段差のない完全なバリアフリー化の取組みも積極的に進めるべきである。
ニュータウン整備事業	I3	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニュータウン用地の供給・処分については、厳しい不動産市況が続く中、顧客ニーズに対応した商品の提供、民間事業者や地方公共団体との連携強化、あっせん制度等の拡充を契機とした間接営業の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニュータウン用地については、新たな発想の土地利用(例えば、太陽光発電、風力発電等の再生エネルギーのための土地利用やこれらのエネルギーを活用した団地形成)についても検討していく必要がある。

		に努めたものの、年度計画面積 400ha程度に対し、実績は 288haと計画を下回る供給・処分となった。 など	
環境への配慮	I 4	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18～22 年度の5年間の二酸化炭素排出量の削減実績は累計約 11,500 トン、進捗率は約 82% (昨年実績: 累計約 8,700 トン、進捗率約 62%) 平成 22 年度に発注した機構賃貸住宅においては、平成 11 年省エネルギー基準を標準仕様として供給し、また、潜熱回収型給湯器等の高効率型給湯器、太陽光発電設備、LED照明、エレベーターのインバーター制御化など省エネルギー機器の導入を推進。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務遂行に当たったの取組みについては、特に、二酸化炭素排出量の大幅な削減を行うなど環境負荷の低減に向けて優れた実施状況にある。 環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外の物品についてはすべて 100%の調達目標を達成したほか、公共工事では4品目を追加した 66 品目について環境物品等の調達を推進していることは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見 (H23.12.9) (個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:來生 新)
ホームページ	法人:http://www.amami.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	順調	概ね順調	概ね順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3点	3点	3点	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	4点	4点	4点	S	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)融資業務	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	4点×1 2点×2	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	C	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2)予算 (3)収支計画 (4)資金計画	3点	3点	1点		B	B	
4.短期借入金の限度額	3点	3点	3点		A	A	
5.重要財産の処分計画	—	—	—		—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7.施設・設備に関する計画	—	—	—		—	—	
8.人事に関する計画	3点	3点	3点	A	A	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	3点	3点	3点	A			

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていることを認める。また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
- 一方で高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、財務の健全化に向けた取り組みを更に進めて改善を図る必要がある。
- 現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 期中管理の徹底等を含む債権管理体制の強化に努めた結果、リスク管理債権額は昨年度より若干ながら減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が図られているが、引き続き第2期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。
- 平成22年度の保証・融資実績は前年度に比し増加傾向が見られたが、昨今の経済状況の影響を受けて保証及び融資残高が共に減少傾向にある。奄美基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対 20 年度計画比で6%以上削減)を上回り 10.1%の削減となっている。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対 17 年度比で 5%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り 19.5%の削減。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(72 回) 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っている CRD 協会との情報交換を行った。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、88.6%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(51 回) 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っている CRD 協会との情報交換を行った。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、97.8%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:勢山 廣直)
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10 の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会(分科会長:梶川 融)
ホームページ	法人: http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	3年(平成22年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	H22年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	4点	3点	A	A	A	
2 業務リスクの管理	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×2	S×2 A×1	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	S	S	S	
4 入札及び契約の適正化の推進	—	—	—	—	—	A	
5 積極的な情報公開	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	4点×3 3点×4	S×1 A×6	S	S×1 A×7	
6 業務評価の実施	3点	3点	3点	A	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	A×2	A×2	A×2	
2 承継債務及び会社からの引受け債務の早期の確実な返済	3点×3	3点×3	3点×3	A×3	A×3	A×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×2 2点×1	3点×2	3点×3	A×3	A×4	A×3	
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	A	A	A	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	—	3点	3点	—	A	—	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	4点	4点	4点	S	S	S	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	A	A	S	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	A	A	A	
10 業務遂行に当たっての取組	3点×5	3点×5	4点×2 3点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	S×2 A×3	
III 予算、収支計画及び資金計							

画						
1 財務体質の強化	3点×2	3点×2	3点×2	S×1 A×1	A	S×1 A×1
2 予算						
3 収支計画	3点	3点	3点	A	—	A
4 資金計画						
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	3点×4	3点×4	4点×1 3点×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3
2 人事に関する計画						
3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途	—	—	—	—	—	A

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(法人の業務の実績)

- ・ 金利、交通量、経済動向等の見通しについて、最新の知見に基づき十分検討し、「高速道路の料金割引に関する基本方針」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について」等の政府の方針も踏まえ、協定及び業務実施計画を見直した。
- ・ 多様な年限の政府保証債、政府保証借入金及び財投機関債を2兆9,105億円発行した(金利上昇リスク軽減の観点から長期債(10年)・超長期債(20～30年)を1兆5,650億円発行するとともに、資金調達が多様化の観点から、初めて期間1年の借入を2,650億円実施)。
- ・ 一般管理費や調達コストが計画を下回ったことなどから、平成22年度末時点における有利子債務残高30.0兆円(計画30.9兆円)に減少させた。
- ・ 東北地方太平洋沖地震発生時において、東京本部の機能が停止する恐れがある中、直ちに非常体制を構築し、地震発生から3時間後には、防災業務要領に基づき重要継続業務(通行禁止要請等)の権限を関西業務部に移行し代行するなど、各部連携により業務を継続実施するとともに、福島第一原発の事故対応に使用する超重量車両の高速道路走行について、関係機関と走行条件等の調整を図り、搬送に協力するなど、迅速かつ的確に対応した。など
- ・ 中期計画の達成に向けた平成22年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務リスクの管理	I2	・ 「高速道路の料金割引に関する基本方針(H22.12.24)」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について(H23.2.16)」等の政府の方針を踏まえ、国民への意見募集を行った上で高速道路利便増進事業に関する計画を変更するとともに、協定及び業務実施計画を見直した。なお、平成20年11月の交通需要推計を採用し、新規引受債務の限度額について精査するとともに、計画管理費についても道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつ、その算定を厳格に行い、債務返済計画を見直した。	・ 金利、交通量、経済動向等の見通しを踏まえ、協定及び業務実施計画の見直しを実現されたことは、高く評価できる。 おおむね5年を目処にこのような見直しを進めていくとのことであるが、昨今の著しい経済情勢の変化や震災などのリスクの高まりを鑑みると、見直しを検討する基準をより明確に定め、2～3年の期間で検討を重ねていくことが必要と思われる。高速道路会社と認識を共有することは重要と思われる。今後引き続き検討して欲しい。
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	II6	・ これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、助成金交付申請のあった36件について、助成金(約6億9千万円)を交付した。	・ 会計検査院からの指摘はあったものの遅滞なく是正に対処しており、その他のコスト縮減も着実に実施されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： http://www.jhf.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	A	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
I 業務運営の効率化					
1 組織運営の効率化	3点	3点	A	A	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
3 業務・システム最適化	3点	4点	A	A	
4 入札及び計画の適正化	3点	3点	A	A	
5 業務の点検	3点	3点	A	C	
6 積極的な情報公開	4点	3点	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上					
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	3点×7 2点×1	S×2 A×7	S×2 A×7	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	A×3	S×1 A×2	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	A×3	S×1 A×2	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	4点×1 3点×2 2点×1	A×2 B×2	A×3 B×1	
5 団体信用生命保険等業務	2点	3点	A	A	
III 予算、収支計画及び資金計画					
1 収支改善					
2 繰越損失金の低減	2点	2点	A	B	
3 リスク管理の徹底	3点×5	3点×4 2点×1	A×5	A×5	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	4点	A	A	
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2	A×2	
3 積立金の使途	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。
- (法人の業務の実績)
- ・ 証券化支援業務については、経済対策によるフラット35の事業量の増加に伴うMBSの発行増への準備としてコンテンツプランを策定するなどの対応を実施するとともに、機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの期間である標準処理期間(3日)内の処理件数のシェアが平成22年度計画の目標(8割)を大きく上回ったほか、IR活動等や投資家向けセミナーへの参加など丁寧な広報活動を実施した結果、MBS市場に参入する投資家が拡大するなどの改善が図られた。
 - ・ 収支の改善については、既往債権管理勘定以外の勘定(旧保証協会からの承継分を除く。)の単年度収支は、171億円の当期総損失を計上しており、中期目標期間の最終年度までの単年度収支の黒字化等の実現に向けた取組の継続が必要となっている。
 - ・ 職員の不祥事事案が発生しているものの、通常の内部統制等のみによっては抑止することが難しかったものと考えられる。全体的な評価としては、事案の発生後速やかに再発防止策の策定を行っているなど、機構として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	I 2	・ 一般管理費については、計画的な人員管理による人件費削減及び調達予定案件に係る事前チェック体制の構築等による物件費の削減により、中期計画策定時の想定(平成22年度▲12.0%)を大幅に上回る21.2%の削減を実現した。	・ 一般管理費については、中期計画策定時の想定を上回る削減を実現しているが、今後、機構の財務状況を勘案しつつ、この成果を、例えば金利の引き下げなど、具体的に国民に還元していく方法について、検討を進める必要がある。
業務の点検	I 5	・ 平成21年度に実施した内部統制基本方針に規定する取組体制の整備状況(コンプライアンス委員会の設置、顧客説明管理者の設置、各種規定の制定等)の点検を踏まえ、当該取組体制において、内部統制基本方針に沿った取組事項(コンプライアンスプログラムの策定、顧客保護に関する研修等)の実施状況について点検を行った。なお、点検の結果、各取組事項が実施されていることを確認することができたが、一部の事項について課題が認識されたため、課題解決に向けて取組を行った。	・ 内部統制基本方針に規定するコンプライアンスや顧客保護に関する取組事項について、実施状況の点検が行われている。点検結果を踏まえ、平成22年度においては、コンプライアンスにかかる通報窓口(コンプライアンスヘルプライン)の設置や郵便物の誤送付の防止等に関する取組が行われた。 ・ 職員のコンプライアンスの徹底等については、職員の収賄容疑による逮捕という事態を重く受けとめ、同様の事件の再発防止を図る観点からも、より一層の取組を進める必要がある。
証券化支援業務	II 1	・ 経済対策に伴うフラット35の大幅な事業量増加にもかかわらず、審査部門の人員を増員するとともに、審査事務の標準化を図ることにより、審査の早期化に努めた結果、標準期間内に処理した件数は86.1%となり、目標を達成するとともに、平成21年度の実績(84.2%)をさらに上回った。 ・ 海外投資家向けのビデオカンファレンスや地方投資家向けに特化したIR資料の作成を行うことにより、投資家のニーズを踏まえた効果的な情報提供を行った。これらの取組により、地方投資家等の新規参入(推定22社)がなされ、月次債の一起債当たりの購入投資家数は、平均で50社を超える水準となった(平成21年度は30~40社)。	・ 証券化支援業務については、経済対策によるフラット35の事業量の増加に伴うMBSの発行増への準備としてコンテンツプランを策定するなどの対応を実施するとともに、機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの期間である標準処理期間(3日)内の処理件数のシェアが平成22年度計画の目標(8割)を大きく上回ったほか、IR活動等や投資家向けセミナーへの参加など丁寧な広報活動を実施した結果、MBS市場に参入する投資家が拡大するなどの改善が図られた。
繰越損失金の低減	III 1	・ 平成21年度に黒字となった既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務に係るものを除く)の単年度収支は、保険引受リスク管理の高度化のため新たに責任準備金を計上したこと等により、証券化支援勘定において当期総損失258億円を計上した影響を受け、当期総損失171億円を計上することとなった。	・ 単年度収支が赤字になった原因の分析を行うとともに、業務運営の効率化を推進することなどにより、中期目標である単年度収支の黒字化に向け、収支の改善のための取組を徹底する必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9) (個別意見)

- ・ 該当なし。

